

## 認証の詳細

### <家庭用氷かき器>

#### － 目 次 －

#### 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

- 表 1 : 製造設備基準
- 表 2 : 検査設備基準
- 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
- 表 4 : 型式確認申請手数料
- 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
- 表 6 : 型式確認試験の有効期限
- 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
- 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
- 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

#### 2. ロット認証による SG マーク表示の場合

- 表 10 : ロット認証の委託検査機関
- 表 11 : ロット認証の申請手数料
- 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

## 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

| 製造設備  | 技術上の基準                                     |
|---|--|
| 1. 合成樹脂成形設備   | 1. 適切に合成樹脂成形できること。                         |
| 2. プレス加工設備  | 2. 適切にプレス加工ができること。                         |
| 3. 切断設備   | 3. 適切に切断ができること。                            |
| 4. 穴あけ加工設備  | 4. 適切に穴あけ加工ができること。                         |
| 5. 防せい処理設備  | 5. 適切に防せい処理ができること。                         |
| 6. 組立設備   | 6. 適切に家庭用氷かき器を組立てることができる作業 工具等の設備を備えていること。 |
| <p>ただし、合成樹脂成形設備、プレス加工設備、切断設備、穴あけ加工設備、又は防せい処理設備により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備の一部又は全部を、備える事を要しないものとする。</p> |  |

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

| 検査設備  | 技術上の基準   |
|---|--|
| 1. 寸法測定設備   | 1. ノギス(100mm まで測定できるもの)及びマイクロメーター(25mm まで測定できるもの)を備えていること。   |
| 2. 硬さ測定設備   | 2. 硬さ試験機(日本工業規格 B7725 ビッカーズ硬さ試験機(1976)に規定するもの)を備えていること。  |
| 3. 耐荷重試験設備  | 3. 耐荷重試験機(60kg の荷重を加えることができるもの)トルク試験器(50kg・cm≒5Nm までのトルクを測定することができるもの)ばねばかり(20kg まで測定することができるもの)及びあて板(ゴム製で直径 30mm 厚さ 10mm 円形状のもの及び木製で直径 50mm 厚さ 10mm の円形状のもの)を備えていること。 |
| 4. 繰り返し荷重試験設備   | 4. 繰り返し荷重試験機(氷かきのつまみの上に毎分 30 回の回数で 5kg の荷重を加えることができるもの)を備えていること。   |
| 5. 安定性試験設備  | 5. 傾斜版(表面のあらさはベニヤ合板程度のあらさで 10kg の荷重を載せても著しいたわみがないもの)分度器及び転倒装置(家庭用氷かき器に関する基準確認方法表 1 の 5 (1)に規定するもの)を備えていること。  |
| <p>ただし、硬さ測定、耐荷重試験又は繰り返し荷重試験技術の状況により試験することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。</p> |  |

表3：型式区分（ロット認証と共通）

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

| 要素       | 区分                                    |
|----------|---------------------------------------|
| 本体の材質    | (1) 合成樹脂製のもの<br>(2) 金属製のもの            |
| ふた       | (1) 本体にふたを有するもの<br>(2) 本体にふたを有しないもの   |
| 刃の取付部の材料 | (1) 合成樹脂製のもの<br>(2) その他のもの            |
| 氷入れ      | (1) 氷入れを有するもの<br>(2) 氷入れを有しないもの       |
| ハンドルの操作  | (1) ハンドルを底板に対して水平にまわすもの<br>(2) その他のもの |
| 装飾品      | (1) 本体に装飾品のあるもの<br>(2) 本体に装飾品のないもの    |

表4：型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

| 申請窓口   | 手数料  | 振込先   |
|--------|--|---|
| 製品安全協会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請手数料<br/>24,200 円（税抜 22,000 円）<br/>※外国からの送金時は税抜の手数料です。</li> <li>・ 材料試験（食品衛生法 370 号）に関する費用は含まれておりません。<br/>申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。</li> </ul> | 三菱 UFJ 銀行<br>東京公務部支店<br>普通口座 300447<br>口座名 一般財団法人<br>製品安全協会<br>MUFJ Bank, Ltd.<br>Tokyo-Komubu Branch<br>Ordinary Account<br>300447<br>Consumer Product<br>Safety Association<br>(Swift Address)<br>BOTKJPJT BOTKJPJT |

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。  
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5：型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

|                | 送付先  | 試験試料の数                                       |
|----------------|--|--|
| 型式確認試験の<br>申込先 | ◆一般財団法人日本文化用品安全試験所<br><大阪事業所><br>〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14<br>電話 072-968-2226 FAX. 072 (968) 2221 | 2個/型式<br>試料を送付する際は、<br>メモ添付等分かるよう<br>にしてください |

表 6：型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

|          |
|----------|
| 認証日より2年間 |
|----------|

表 7：工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

| 表示方式  | 表示方法  |
|---|---|
| 協会支給ラベル<br>方式                                       | <p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。<br/>台紙の寸法は 27mm×27mm です。<br/>交付単位は 50 枚です。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図 1 協会支給 SG ラベル</p> </div> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。<br/>申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。</p> |
| 自社表示方式<br><br>※自社表示する<br>場合は、製品<br>安全協会に事<br>前の記載情報 | <p>製品本体の表面又は裏面に図 2 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p>  |

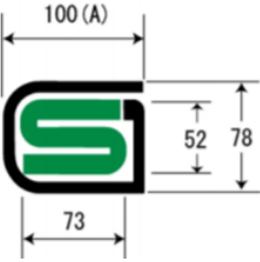
|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>登録が必要となります。</p> | <div style="text-align: center;">  <p>図2 自社表示</p> </div> <p>寸法：Aを100としたときの比率で表しておりAは5.0mm上です。<br/>         色彩：二色又は単色とする。<br/>         ※図2に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品に SG マークを表示し、原則1ヶ月毎に表示実績を報告してください。<br/>         このとき同時に表8の手数料を振り込んでください。<br/>         手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。</p> |
|--------------------|--|

表8：工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料  
 SG マーク（SG ラベル）の代金（費用）は以下のとおりです。

| 申請窓口   | 手数料   | 振込先  |
|--------|---|--|
| 製品安全協会 | 7.7 円/個（税抜 7 円/個）<br>※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。<br>※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。 | 三菱 UFJ 銀行<br>東京公務部支店<br>普通口座 300447<br>口座名 一般財団法人<br>製品安全協会<br>MUFJ Bank, Ltd.<br>Tokyo-Komubu Branch<br>Ordinary Account<br>300447<br>Consumer Product<br>Safety Association<br>(Swift Address)<br>BOTKJPJT |

表9：SG マーク被害者救済制度の有効期限  
 SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

|          |
|----------|
| 購入日より3年間 |
|----------|

## 2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10：ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

|      |   |
|------|---|
| 申請窓口 | <p>◆一般財団法人日本文化用品安全試験所</p> <p>&lt;大阪事業所&gt;<br/>〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14<br/>TEL. 072 (968) 2226 FAX. 072 (968) 2221</p> <p>&lt;東京事業所&gt;<br/>〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4<br/>TEL. 03 (3829) 2515 FAX. 03 (3829) 2549</p> |
|------|---|

表 11：ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

| 窓口                        | 手数料  | 振込先                                   |
|---------------------------|--|---------------------------------------|
| 一般財団法人<br>日本文化用品安<br>全試験所 | <p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ）<br/>24,200 円（税抜 22,000 円）</p> <p>・材料試験（食品衛生法 370 号）に関する費用は<br/>含まれておりません。<br/>申請時に第三者検査機関の成績書等を添付く<br/>ださい。</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準<br/>適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可<br/>能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）<br/>① 15.4 円/個（税抜 14 円/個）<br/>② 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規<br/>程に基づく額）</p> | 委託検査機関が案<br>内する方法により<br>お支払いくださ<br>い。 |

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。  
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用  
を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

| 表示方式  | 表示方法  |
|---|---|
| <p>協会支給ラベル方式</p>  | <p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 27mm×27mm です。</p> <div data-bbox="722 517 986 779" data-label="Image"> </div> <p>図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>  |
| <p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p> | <p>製品本体の見やすい位置に図 2 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="767 1126 1054 1406" data-label="Image"> </div> <p>図 2 自社表示</p> <p>寸法 : A を 100 としたときの比率で表しており、A は 5.0mm 以上です。<br/>         色彩 : 二色又は単色とする。<br/>         ※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。<br/>         申請ごとに表 8 の手数料をお支払いください。</p> |

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更